

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

---

◎議案第66号～議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第14、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）、日程第15 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）、日程第16 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）の3件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）。

詳細は担当から説明いたします。

（生活環境課長 鈴木 悟君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑なしの声がありますが、質疑を終結してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

はじめに、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（藤井 要君） 本案、第66号は今までずっとみておりますけれども、事業運営にも何も問題なく、これからもまた適正に管理されることを願いまして、本案に賛成いたします。

○議長（土屋清武君） これをもって討論を終了します。

これより議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（岩地漁業集落排水処理施設）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（石部農業集落排水処理施設）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（雲見漁業集落排水処理施設）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---